

## 兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会

# 辰巳の会ニューズレター Tatsumi Express

### 辰巳ダム再評価ー「継続」は認められたが建設はいっそう困難に

8月17日(火)に開かれた平成11年度第1回石川県公共事業評価監視委員会は、辰巳ダム再評価について、5点にわたる付帯意見をつけたうえで、「石川県が進めている辰巳ダム建設事業の継続の方針は理解できる」との結論を出しました。(監視委「意見」全文は2ページ)

8月17日の監視委員会は、「公開で審議」といしながら、約1時間の公開審議ののち、「意見とりまとめ」と称して市民グループや傍聴者、辰巳ダム関連の県職員、報道関係者を締め出し、3時間近くにわたって密室審議を行い、結論を出しました。

1998年度に再評価にかけられた108件の公共事業のうち、他の107件については、県・市町村の方針について「適当」との結論が出されましたが、辰巳ダムだけは「理解できる」という表現になりました。この点について川島良治委員長(前・県農業短大学長)は、「『適当』という積極的賛成とはちがひ、『理解できる』というのはいわば消極的賛成」と説明しました。また、5点にわたる付帯意見がつけられたのもき

### 「透明性確保」のための密室審議??

3月に開かれた平成10年度第2回監視委員会では辰巳ダム再評価だけが結論にいたらず、川島良治委員長から「県と(反対派)市民の間でもう少し意見交換を行ってほしい」という提案がありました。この川島発言も受けて、4月から7月末までの4か月、7回・30数時間にわたって、市民グループと県との間で辰巳ダムに関する意見交換会が公開で行われてきました。

一連の意見交換会での議論が今回の監視委での審議にどう反映されるか、マスコミも注目していましたが、わずか1時間の公開審議ののち、3時間近くにわたって密室審議が行われ、「継続」の結論が出されたのです。

「公共事業の透明性を確保するため」と

わめて異例です。

辰巳ダム再評価ではとりあえず「継続」の結論が出されましたが、付帯意見は県にとって非常に厳しいものです。たとえば、生物多様性についての追加調査を行えば、水没する犀川溪谷の自然環境の特別の重要性が明らかになり、辰巳ダム計画はいっそうつよい批判にさらされることになります。

これらの付帯意見は、事実上、市民グループと県との間で行われた辰巳ダムに関する意見交換会での市民側の主張の一部が採り入れられたもので、良識的な監視委員の努力とともに、石川県の市民運動、環境保護運動の重要な成果です。付帯意見の棚上げを許さず、実現を求めていくことが重要です。

付帯意見の実現は、辰巳ダムの必要性についての意見のちがいをこえて、だれもが賛成できるものです。

辰巳の会では、今後、辰巳ダム建設計画の中止をもとめつけるとともに、付帯意見の実現を県に迫っていく運動を、より広範な市民のみなさんとともにすすめていく方針です。

いう名目ではじまった公共事業再評価でしたが、初年度から、建前に反する重大な汚点をその歴史に残すことになりました。辰巳の会は、監視委が結論を出した翌朝(8月18日)、緊急記者会見を開き、密室審議をきびしく批判する声明を発表しました。

「透明性確保」を看板に掲げながら密室審議でしか「継続」の結論を出せなかったところに、辰巳ダム計画がいかにも不合理で県民の批判に耐えられないものであるかがよくしめされています。

密室審議で強引に継続の結論を出したことは、辰巳ダム計画に対する批判の世論をかえって高める結果になるでしょう。



公共事業評価監視委員会(8月17)

#### 目次:

監視委意見全文	2
辰巳ダムに違法期間	2
共有会員にもお届けします	2
「割り切り」による治水計画	3
水は高きに流れる?	3
環境・文化遺産調査は不十分	3
ダムで辰巳用水の水は増えない	4
意見交換会に参加して(特別寄稿)	4
会費納入のお願い	4
編集後記	4

8月17日に開催された石川県公共事業評価監視委員会が辰巳ダム再評価について出した意見の全文は、以下のとおりです。

## 石川県公共事業評価監視委員会意見

### 1 意見

住民の生命財産を守るためには犀川の治水対策は重要であり、石川県が進めている辰巳ダム建設事業の継続の方針は理解できる。

なお、辰巳ダム建設事業については様々な意見もあることから、次の付帯意見について十分に配慮しながら事業に当たられることを申し添える。

### 2 付帯意見

(1) 犀川水系の治水・利水については、浅野川などを含め流域全体の総合的な見地から検討を行うこと。

(2) 環境対策については、水質保全に努力し、また生物多様性についての追加調査を行い、貴重種等が確認された場合には保全等の対応に努めること。

(3) 辰巳用水については、辰巳ダム建設により影響を受ける区間は出来るだけ復元や移設等に努め、やむを得ない区間は今後の研究や調査に十分供する資料などを残すこと。

(4) 上記に際しては、学識者などの意見に配慮すること。

(5) 事業全般について、県民の理解を得よう最大限の努力をすること。



辰巳ダムは、工事実施基本計画がない状態で、建設大臣の認可も受けずに着工

## 辰巳ダムに“違法期間”、一県は“啓弁不能”に

市民グループと石川県の間で行われた辰巳ダムに関する第1回意見交換会(4月17日)では、辰巳ダムが違法状態で事業着手されていた問題を市民側が指摘しましたが、県側は曖昧な説明に終始し、事実上「啓弁不能」に陥りました。

河川法は、個々の河川工事の計画・着工に先立って工事実施基本計画(1997年改正の新河川法では河川整備基本方針、河川整備計画)を策定することを義務づけていますが、辰巳ダムは、工事実施基本計画がない状態で、建設大臣の認可も受けずに着工され、10億円近い用地買収費が支出されていました。

市民側の追求にたいして県側は、基本計画・大臣認可なしの着工について、「建設省は「好ましくはないが違法ではない」としている」と説明。しかし、建設省はどのよ

うな法的根拠にもとづいてこの見解をしめているのかという市民側の質問には、まともな答えることができませんでした。また、この「建設省見解」なるもの自体「担当者、事務官のなかに脈々と流れている解釈」といった曖昧なもので、公式文書、公式発言(国会答弁など)でしめされたものではありませんでした。

法学者や弁護士によると、基本計画なしに個々の工事に着手することは、「法理論的に議論の余地なく違法」とのこと。辰巳ダムは「1983年着工」(県議会での答弁、監視委員会配付資料など)とされていますが、1990年の基本計画認可、91年の辰巳ダム計画認可まで、違法状態で事業が進められていたのです。



第1回意見交換会(4月17日)

## 事務局からお知らせ 本号も共有者の会会員にもお届けします

辰巳ダム意見交換会・再評価終了という事態を受け、その内容をひろく知っていただくため、今回の『Tatsumi Express』は、前号にひきつづき、辰巳の会会員だけで

なく共有者の会会員のみなさんにもお届けします。

## 「割り切り」による治水計画 — 科学的・技術的には説明できず

意見交換会の第1回の後半から第3回までは、辰巳ダムの治水計画、雨量・洪水量予測について議論しました。

辰巳の会がすでに指摘してきたように、辰巳ダム計画で想定されている「最大1時間雨量92ミリ」は、1952(昭和27)年当時には存在しなかった犀川ダム地点に20キロも離れた金沢地点(金沢市弥生町の旧金沢地方気象台)のデータを流用するという「データの捏造」によるものです。

また、データの流用の問題に目をつぶったとしても、辰巳ダムの計画をつくった当時は34年分(1940~73年)の雨量データしかなく、現時点で再評価を行うのであれば、その後蓄積されたものを加えた

59年分(1940~98年)のデータでより正確な雨量予測をやり直すべきです。(59年分のデータをつかって計算すると1時間84ミリになる。)

県側は、より多くのデータを使った方がより正確な予測値となることを認めながらも、何の根拠も示さずに「最近では少雨化傾向が見られる」として、「最近のデータを加える方がよいとはいえない」などと強弁。「データの捏造」についても、「当時は犀川ダム地点の観測データがなかったから」と科学的・技術的にまったく合理化しようのないデータの流用を当然視する態度に終始しました。

市民側は、宮江伸一さん(辰巳の文化遺産と自然を守る会)、中登史紀さん(建設コンサルタント)のふたりの専門家を中心に、県の主張の問題点を徹底的に追及。ついに県側は、辰巳ダムの治水計画は、つきつめれば科学的・技術的に説明しきれぬものではなく行政判断、「割り切り」によるものであると説明しました。

このことは、辰巳ダム計画がずさんだというだけでなく、犀川、浅野川の治水計画全体が科学的・技術的に説明のつかないデタラメなものになっており、金沢市中心部が危険な状態で放置されているという深刻な事態をしめしています。

## 水は高きに流れる?? — 想定氾濫区域、治水効果はまったくデタラメ

昨年12月に開かれた監視委員会土木部会で、石川県は「辰巳ダムの治水効果 = 3千億円」「費用対効果 = 2.1倍」と報告しました。第4回意見交換会(6月19日)ではこの問題が議題になりました。

意見交換会の資料として「3千億円」の前提になる想定氾濫区域図を入手した辰巳の会は、ナギの会(渡辺寛代表)と協力して現地調査を行い、県の想定デタラメぶりを検証しました。

現地を見ながら想定氾濫区域図をチェックすると、そのずさんさにはあきれられるばかりです。いちいちあげればキリがないほどですが、誰が見ても明らかなまちがいと

では、以下のようなものがあります。

(1)水が溢れるという犀川大橋地点で、左岸では5メートルほどある崖の上まで浸水するのに、右岸では大橋地点より低い片町スクランブル交差点まで水が行かないことになっている。(2)左岸側であふれた水が陸を流下する途中で、3メートル以上ある堤防をのりこえて伏見川を跳び越え、さらに流下することになっている。

現地調査で撮った写真をOHPで示しながらの追求に、県側は当然ながらまったく反論不能になり、想定氾濫区域図が実態に合わないことを認めざるをえませんでした。

想定氾濫区域がデタラメということは、治水効果 = 3千億円「費用対効果 = 2.1倍」には何の根拠もないということです。意見交換会ではそのことを認めながら、12月に監視委員会にたいして行った報告を今回(8月17日)の監視委員会でも訂正しなかった石川県の姿勢は、公共事業再評価を誤らせる不誠実なものと言うしかありません。

## 環境・文化遺産の調査はまったく不十分 — 市民グループの指摘が監視委員「意見」に採り入れられる

第5回意見交換会(7月4日)では、県が1987年に行った環境影響評価(アセスメント)について議論しました。

市民側は、県が行った環境調査には本来観察されるはずの生物についての記述がない(カワセミなど)、昆虫などについては種の数だけが記述されていて種名が不明、貴重種にのみ注目して生物多様性や生物生息環境(ビオトープ)の観点が完全に欠落しているなど、多くの欠陥があることを具体的に明らかにしました。

アセスメントでは周辺部には

類似の環境が広く分布しており、広範囲の生態系に対する影響は少ないものと考えられる」とされていますが、「広く分布しているという『類似の環境』とは具体的にどの場所のことか?」との市民側の追求には、「これから調査したい」というデタラメぶりです。

第6回意見交換会(7月17日)では辰巳用水など文化遺産問題を議論。中井安治さん(辰巳の会会長代行)、宮江伸一さん(元金沢大学工学部教授)が、県の辰巳用水調査の欠陥、問題点を詳しく解明しました。

辰巳ダムによって破壊される東岩隧道(水トンネル)について、県教育委員会文化財課の式部隆介課長は、「東岩隧道については分からないことばかり」と告白。また、ダム予定地左岸側で同じ

くダムによって破壊される一向一揆の重要な史跡、青谷砦跡については、初歩的な調査さえまったく行ってないことを明らかにしました。

この2回の意見交換会によって、辰巳ダム建設の是非の議論以前の問題として、自然環境、文化遺産それぞれについてあらためて徹底的な追加調査・研究が必要であることが明らかになりました。

監視委員会が辰巳ダム再評価の結論につけた付帯意見には、「生物多様性についての追加調査」などが明記されましたが、これは、意見交換会での市民側主張が採り入れられたものです。





## ダムで辰巳用水の水は増えないことを県が認める

### 兼六園と辰巳用水を守り、 ダム建設を阻止する会

〒921-8134

金沢市南四十万 1 丁目217

Tel/Fax: 076-298-7429

saigawa@mva.biglobe.ne.jp

意見交換会 再評価については、辰巳の  
会ホームページ "Tatsumi Line" でくわしく  
紹介しています。

<http://www2u.biglobe.ne.jp/saigawa/>

### 会費納入のお願い

この間の活発な活動で、辰巳の会の財政状況は厳しくなっています。九州で開かれる水源連総会への代表派遣、12月に予定されている建設省への要請行動など、財政的裏づけがあつてこそ、運動を前進させることができます。

辰巳の会会員のみなさんには、とりあえず、1年度分・千円の会費納入をお願いいたします。

郵便振替

00780-8-19743

辰巳の会

カンパももちろん大歓迎！

**編集後記** 昨年11月の「15団体」申し入れに端を発した、辰巳ダム再評価に関わる取り組みもひとまず終わり、「付帯意見つき消極的賛成」の監視委結論で、辰巳ダムをめぐる攻防も新たな局面に入りました。この1年をふりかえり、辰巳の会内外のみなさんの声と力の威力をあらためて実感するとともに、われながらよく頑張ったなあというのが率直な感想です。ほとんど毎日のように、県との折衝、市民側参加者間の調整、質問状や資料の作成、県側回答文書の検討、反論準備と、疾風怒濤の日々がつづきました。「ごっつうしんどかった」(大阪弁で「非常につかれました」の意)というのが正直なところですが、日本の市民運動史に残るような一大公開論争の旗手役はやりがいのある仕事でした。森美にクロールの泳ぎ方を教える夏休みの約束を果たせなかったことは残念ですが...

みなさんの御協力(御声援)に感謝するとともに、これから重点となる付帯意見の実現をせまる運動にいつそのお力添えをお願いいたします。

事務局で大活躍の宮崎さんに赤ちゃん誕生！お名前は民恵さんです。

(H.I.)

辰巳ダムで破壊される辰巳用水を管理する用水組合(辰巳用水土地改良区)は、残念ながら、辰巳ダム建設推進の立場をとっています。これは、夏場の渇水期の水不足に悩む用水組合にたいして、県が、辰巳ダムができれば用水に安定的に水を供給すると口約束しているためです。

ところが、辰巳ダムには、辰巳用水のための貯水容量は1滴たりとも予定されていません。第7回意見交換会(7月31日)でこの点を指摘された石川県は、「犀川ダムなど既存の施設と一体に、十分な水量を供給する」と述べました。

これはまったくのごまかしです。辰巳ダムには辰巳用水のための貯水容量はないのですから、「既存の施設と一体に」ということは、「犀川ダムと上寺津ダ

### 辰巳ダム意見交換会に参加して

高橋外男(白山の自然を考える会 事務局長)

昨年11月26日、「石川県公共事業再評価監視委員会」への申し入れで始まった「辰巳ダム」に関する一連の動きについて、図らずも関与することになった者として感じたところを述べてみます。

市民団体の連名で「監視委」に申し入れを行おうと相談しはじめた時点では、「何もしないよりはましだろう」という程度に思っていたが、あにはからんや予想以上の反響で瞬間に県民注視の社会問題になった。15団体も連名という前例のない共同歩調がニュースパリエールを持ち、マスコミに大きく取り上げられ、連日の報道となったわけだが、短時間のうちに15団体も参加が得られたのには「石川環境ネットワーク」の果たした役割が大きい。設立以来9年、その間「アースディフェスティバル」や「環境ダイアリー」等を通して、日頃から心の通った交流を大切にしてきたことが実を結んだと言える。

申し入れに際し、いずれかの団体が申し入れ代表になる必要があつたが、15団体のうち公共事業を直接の活動対象にしている団体は「辰巳の会」と「白山の自然を考える会」だけであり、「白山の自然を考える会」が申し入れ代表を引き受けることになった。そのような行きがかりで、辰巳ダムの活動には多忙のため参加していなかった私だが、突然県との交渉の場に座らざるを得ないことになった。後にテレビのニュースで私の顔を見た人に(顔を見たという人もいる)「なぜあの場に高橋外男がいるのか」と怪訝な表情で尋ねられた。

辰巳ダムに関する県民の関心が一気に高まったことから、監視委員長は県に対し市民グループと意見交換をするよう求めた。監視委員長の意向を受け、我々と県との意見交換に向けての予備交渉がつづけられた。

当初から「辰巳ダムをはじめとする公共事業の再評価」となっていたのを、予備交

渉の運用で」ということであつて、辰巳用水への給水量増大に辰巳ダムは何の関係もありません。

用水組合を推進派にとりこむことに固執する県側は休憩時間に「作戦会議」をもってまで言い逃れに躍起になりましたが、市民側の事実にもとづく追求の前に、辰巳ダムができて辰巳用水に入る水の量は変わらないことをついにはつきりと認めました。

夏場の渇水期、辰巳用水の水量確保は、犀川・上寺津の既存ダムの弾力的運用で行うべきです。ごまかしの口約束で用水組合を欺き、ダム建設に協力させてきた県の責任、倫理が問われています。

渉の途中で県側が突然「辰巳ダムの問題に限定する」と言いだし、交渉が紛糾・中断するなど、県側の不手際が目立ったが、我々は「辰巳の会」を中心に先を見越した戦略と緻密な戦術で対応し、終始交渉をリードした。

「公共事業再評価」に限らず、市民運動の高まりで生まれた新しい制度は少なくない。「環境アセス」や「情報公開」、「NPO法」などだが、それらの制度を市民グループが十分に活用しているとは言えない。どうせ単なる手続きにすぎないと、とかくあきらめや投げやりになりがちだが、今回のように「監視委」へのごく当たり前の申し入れが「監視委員」に本来の果たすべき役割と責任の重さを気づかせることになった。その結果、従来の「審議会」の様に、おざなりな審議や行政手続きとしてのみの、いい加減な結論を出すことができなくなり、長期にわたって意見交換に臨席し、真剣な検討が行われることになった。種々の制度を活用もせずに嘆いたり悲観したりあるいは他の会の動きを見て決めるというような主体性のない追従の姿勢では市民運動は発展しない。

今回「辰巳の会」をはじめとする市民グループが共有した貴重な体験は今後県内の市民活動に影響を与えることになるだろう。県側も今回貴重な体験をしたわけだが、そこから得たものを継承し、今後に生かすことは・・・おそらくないであろう。やはり役所は厳然と縦割りであり、その壁を超えた一体的な行政は一朝一夕では実現しないと今回の一連の交渉の中で改めて実感した次第です。